(様式１１)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保護者→実施施設）

医療的ケアの実施に関する同意書

１保育利用について

利用日・利用時間は、実施施設の開所時間内を基本とします。

２医療的ケアについて

（１）主治医を受診し、「主治医意見書（様式１）」（面談時）、「医療的ケア指示書（様式４）」（利用申込時）を提出します。また、実施施設では主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、施設長等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があります。

（２）実施施設では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。また、利用は利用時間以内を基本とし、医療的ケアの提供は看護師又は認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士が従事する範囲内とします。

（３）医療的ケアに必要な物品は、保護者が準備し、実施施設へ持参します。使用後の物品等は保護者が持ち帰ります。

（４）医療機関での文書作成等に要する費用は保護者負担となります。

３　慣らし保育

　　医療的ケア児が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、期間及び利用時間については、実施施設と相談の上、定めます。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の利用時間の短縮や期間が延長する場合もあります。また、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保護者にも保育の参加を要請する場合があります。

４　体調管理及び保育の利用中止等

（１）保護者は登園前に健康観察を行います。体調不良時（発熱、食欲不振、下痢、嘔吐、痙攣重積等）は、実施施設を利用できません。

（２）体調不良や発熱がなくても感染の疑いがある等、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合は、利用時間の途中であっても利用を中止し、保護者等が医療的ケア児の引き取りを行います。随時、必ず連絡が取れるようにしてください。

（３）集団保育の場では、感染症に感染するリスクが高くなることも予想されるため、実施施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設からの情報により保護者等が実施施設の利用を判断してください。また、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらう場合があります。

（４）実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者の負担となります。

５ 退所

（１）医療的ケア児の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、対応不可と判断した場合には、原則として退所となります。

（２）実施施設の人員、設備等の状況により、医療的ケア児の受け入れができなくなる場合があります。

６ 緊急時の対応

（１）緊急対応について、実施施設と主治医及び保護者との間で情報を共有します。万が一、緊急事態が発生した場合は、実施施設は「緊急時対応確認書（様式５）」に基づいて対応します。また、保護者等に連絡し、必要時は救急車にて搬送します。

（２）保護者は、医療的ケア児の体調悪化等の理由により実施施設の継続した利用が困難と判断された場合は、利用時間の途中であっても保護者等が医療的ケア児の引き取りを行ってください。病院搬送時は病院に直行してください。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。

（３）栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行ってください。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書（様式８）」に記載の上、それに沿って対応します。

（４）てんかん等の既往及び疑いがある場合は、痙攣止めの薬剤を用意してください。消費期限等の管理及び保管方法は、保護者等の責任の下で行ってください。

７ 災害時の対応

（１）実施施設の災害時対応マニュアルに基づいて、避難します。

（２）非常食や医療的ケアに必要な物品等の保管に関して、事前に対応を保護者・実施施設・主治医と確認します。

８ 情報の共有等

（１）安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について保護者同意の上、関係機関で共有します。

（２）緊急時は、対応のために「主治医意見書（様式１）」、「医療的ケア指示書（様式４）」の内容を、医療機関等に情報提供します。

（３）医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の医療的ケア児等の保護者との間で共有する場合があります。

９ その他

（１）主治医、施設長、看護師、保育士等と、相談支援専門員が連携を図り、療育と保育等が一体的に提供できるよう、情報共有します。

（２）医療的ケア児の就学先の検討や、就学先における医療的ケア児の受け入れ体制の確保のために必要な支援・調整が行われるよう、実施施設と保護者や学校、教育委員会等が協議する場を設ける場合があります。

（３）市では、緊急時に備え、置賜広域行政事務組合消防本部と医療的ケア児の保育施設等の利用や救急搬送先について連携を図り、緊急時の迅速な対応に繋げます。

（４）上記のほか、実施施設との間で取り決めた事項を順守します。

南陽市長　あて

　　医療的ケアの実施を申請するにあたり、上記事項について同意します。

　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

ふりがな

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　児童氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名